

全国法教育ネットワーク

2001年1月10日発行

全国法教育ネットワーク

連絡先 / 〒162-0826
東京都新宿区市谷船河原町6
キャナルサイド呉竹2階
くれたけ法律事務所
弁護士 鈴木啓文 気付
メール:kuretake@sepia.ocn.ne.jp
電話:03-5229-5301
FAX:03-5229-5302

全国法教育ネットワークは、
法教育(とくに高校以下の学校における法教育)について関心をもつすべての人々が
加入することのできる、研究・教育実践のためのネットワークです

TOPICS

このコーナーでは、法教育に関する最近のニュースをお伝えします。

司法制度改革審議会「中間報告」が「司法教育の充実」に言及

司法制度改革審議会が、2000年11月20日に公表した「中間報告」において、「司法教育の充実」という1項目が設けられました。

「4. 制度的基盤の整備 (1) 利用しやすい司法制度」の「キ 分かりやすい司法の実現」のなかで触れられています(内容は本ニュースレター6ページ参照)。

審議会においては、前号「社会から求められる法教育」のコーナーでも紹介したように、今まで法教育について取り上げられたことがないわけではありませんでした。しかし、審議会が1999年12月に公表した「論点整理」では、法教育に関する言及はありませんでした。今回、「中間報告」において法教育充実の必要性について触れられたことで、今後、議論の焦点は、法教育の内容や基盤整備のあり方へと重点を移していくことになるものと思われます。

大阪弁護士会が「法むるーむシンポジウム」を開催

大阪弁護士会は、2000年12月16日(土)、御堂会館において、「法むるーむシンポジウム」を開催しました。

大阪弁護士会では、「法むるーむ」と題する司法教育用の副読本を制作し、学校へ出張授業を展開してきました。今回のシンポジウムはその出張授業開始から2年を経過したことを記念して開かれたものです。

当日のシンポジウムの詳細については、次号にて掲載したいと思います。

日本弁護士連合会が司法教育用パンフレットを発行

日本弁護士連合会広報室は、司法教育用パンフレット「くらしと人権を守る弁護士 ひまわりはあなたのために咲いています」(15頁)を、2000年8月に発行しました。弁護士の役割や仕事を中心として、民事裁判、刑事裁判の流れや法律扶助制度、当番弁護士制度などについてわかりやすく解説しています。

司法制度を実際に利用して、人権や権利を守ろうとするための具体的な方法を学ぶことができ、中学校・高校などの教育現場での活用が望まれます。

問合せは、日本弁護士連合会広報室(電話03-3580-9841、FAX03-3580-2866)まで。

ジェンダー・フリー教育サブテキストを発行

日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会は、「『女・男らしく』ってきゅうくつじゃない? 弁護士の視点から見たジェンダー・フリー教育サブテキスト」(29頁)を、2000年8月に発行しました。

ジェンダー・フリーの観点から、現在の法制度や社会制度、社会慣習のはらむ問題点について指摘し、真の男女平等を考えるための素材となるように工夫されています。

問合せは、日本弁護士連合会(電話03-3580-9841、FAX03-3580-2866)まで。

第2回研究会報告

法教育の現状と課題 ～教科書執筆・編集と授業実践を踏まえて～

都立大森高等学校教諭 前田吉明

はじめに

現代社会は、高度情報化、国際化や科学技術の発展、環境問題の深刻化そして複雑化した法律関係が錯綜した社会となってきた。また、教育を取り巻く環境においても、いじめ・学級崩壊、詰め込み教育、偏差値教育の弊害等々が社会的問題となっている。そんななか、豊かな人間性を育み、1人1人の個性を生かし、その能力を伸ばす教育(「いきる力」の育成)が求められている。

そのひとつとして、市民生活を行っていくうえでの法に関する知識、それを踏まえた判断能力、さらにその活用能力の必要性が指摘されてきている。これはリーガル・リテラシー(法的な読み書き能力)として主張されてきている。それらの分野は、現在の中等教育では公民科(社会科)を中心に扱っているが、その内容は憲法学習が中心であり、憲法学習以外の法教育は十分とはいえない。また、従来この分野は、大学の専門分野として位置づけられ、高校段階では疎遠であった。

しかし今後、中等教育においても、自ら考え、問題を解決していく能力を育成していくための大きな一助として、また、すべての生徒が大学での法学教育を受けるわけではないことから、リーガル・リテラシーの能力の育成が重要と思われる。

そこで、現・新学習指導要領のなか、高等学校教育における法教育の現状と課題について、教科書執筆と授業実践を踏まえながら報告をした

い。

現在学習指導要領上、法教育が可能な教科・科目は、社会科・家庭科であり、社会科では現代社会および政治経済であるが、ここでは政治経済を中心に議論を進める。

カリキュラムの中の法教育の位置づけ

1.現在のカリキュラムのなかでの法教育の位置づけ

1)学習指導要領上の位置づけ

現学習指導要領は、総則において「自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成をはかるとともに、基礎的・基本的な指導を徹底し、個性を生かす教育の充実に努めなければならない」と規定している。社会を取り巻く環境の変化のなか、法的問題に対して知識を有し、それに基づく判断力を高め、それを活用していくことは、「社会の変化に主体的に対応できる能力の育成」に役立つものといえる。

公民の目標

また、公民の目標としている「民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」にも合致する。

政治経済の目標・内容

政治経済の目標は、「現代における政治、経済、国際関係などの諸課題について考察させ、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」としており、そこにはいわゆるリーガル・リテラシーを涵養する方向性を見出すことができる。

法教育ネットワークの研究会が、二〇〇〇年二月二日、法政大学市ヶ谷キャンパスにおいて開催された。今回は司法書士会からの参加者もあり、同会での取組みについても紹介が行われた。メイン報告者は都立大森高等学校の前田吉明教諭。報告は、これまでの授業実践を踏まえて、現場、とくに公立高校で法教育を行う場合の現行制度の問題点を浮き彫りにするものであった。報告後の質問、討議では、法学部卒でない教諭が取り組む際の困難さ、カリキュラムを崩すことと学習指導要領との関係、時間組みをどうするか、新カリキュラムの中で、「現代社会」に取り込めないか、法に関連するものを通して社会を見る目を養うことが必要ではないか、体系的法教育の必要性、日常生活に密着したものと法的思考を養うことが必要ではないかといった議論が出された。他方、生徒は憲法を校則の親分と考え、嫌いと思っているものが多い、教える側に情報が不足しているとの教育現場からの意見が出された。

2)年間授業時数と各項目の標準的配
当時数

現在、政治経済は必修科目として2
単位で、主として3年次に科目設定を
しているところが多い。授業時数は、
基本的には年間35週×2単位時間で
計70時間で計算される。しかし、学校
行事等で左右されるため、年間可能
実時数は58時間くらいで計算するこ
とが適当である。平均的配当時数は
次のとおりである。

現在の世界と日本(配当時間7H)

現在の政治と民主社会(配当時間
27H)

現在の経済と国民生活(配当時間
24H)

2.法関連教育の年間可能配当時数

法関連教育が可能な学習指導要領
上の項目の中心は、「現代の政治と民
主社会」であり、そのなかで実際可能
な時数は概ね15時間前後である。こ
のように指導要領上各項目に偏らな
いで授業配当するとすると、法関連
教育の時数を十分確保することは難
しい。

3.法教育を行っていくうえでのカリ
キュラム上の課題

1)憲法教育中心の法教育

政治経済の教科の中では、憲法学
習が中心的な役割を果たしており、
時間数的にもそれ以外の法教育はな
かなか実現が難しい状況にある。

2)公民的資質を涵養するために必要
と思われる憲法教育以外の法教育

現カリキュラム上は困難を伴う。

以下の法律は、具体例のいくつか
であり、それぞれの具体的問題を帰
納法的に結びつけながら法的思考能
力を高めていくことが望まれる。

民法

刑法

労働法

訪問販売法

割賦販売法

PL法

情報公開法 など

3)必修科目として同一学年全クラスを
対象としたカリキュラム編成が必要

法教育をより多くの生徒に履修・修
得させるためには、選択科目として履
修させるのではなく、必修科目とし
て履修させることが必要と思われる。
さらに、より広く深く履修・修得をさせ
るためには、なんらかのかたちで独立
科目を目指すことも必要と思われる。

4.新カリキュラムと法教育の可能性

1)新カリキュラムの特徴(政治経済)

新学習指導要領の目標のなかで、
現学習指導要領と違う点は、「諸課題
について主体的に考察させ、公正な
判断力を養い」としている点であり、
政治、経済、国際関係などを学習す
ることにより、ものの見方、考え方を
磨くとともに、現実の諸問題に対し
自らの力によりそれぞれを判断し、解決
する能力を養うことをねらいとしてお
り、そこには主体的問題解決能力の
育成を目標としている。

また、内容においても、大項目の
「現代社会の諸課題」で「現代の政治
や経済の諸課題を追求する学習を行
い、望ましい解決のあり方について考
察させる」としており、そこには問題
解決学習のねらいが存する。そして、
「現代社会の諸課題」は、大項目「現
代の政治」と「現代の経済」を踏まえ
たうえで、具体的な事例を通じて政治
経済について基本的な見方・考え方を
習得させることをめざしている。

これらの特徴をみると、法的基礎
知識を学び、それに基づく思考能力
を身につかせ、それらを活用する能
力を磨こうとする、いわゆるリーガル
リテラシー教育のめざすところと軌を
一にするものと考えられる。

2)総合的学習の時間の新設とそれ
みる法教育の可能性

総合的学習の時間は、今回の学習
指導要領の改訂で新設されたもので
あり、これは中央教育審議会答申(平
成8年7月)の「ゆとりの中で生きる力
をはぐくむ」との方向性を示したこ
とを受けて創設されたものである。

総合的学習の時間は、各学校が地
域や学校、生徒の実体等に応じ、横
断的・総合的な学習や生徒の興味・関
心等に基づく学習など創意工夫を生
かした教育活動を行うこととしてい
る。

教育課程上の位置づけとしては、
問題解決能力を育て、学び方やもの
の考え方を身につけさせること、また
この学習活動としては、教科・科目の
枠を越えたものであることから、各教
科・科目のように国が目標や内容等
を示すものとは異なる。したがって、各
学校で個性化・特色化を生かしたカリ
キュラムの創設が可能となる。

授業時数は、卒業までに105～210
単位時間を標準とする。そして、各教
科・科目の授業のように、年間35週行
うことを標準としているわけではない。
したがって、卒業までの各年次す
べてにわたって実施する方法、特定
の年次において実施する方法、特定
の学期または期間に行う方法などさ
まざまな方法が考えられる。

総合的学習の時間のねらいは、
自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考
え、主体的に判断し、よりよく問題を
解決する資質や能力を育てること、
学び方やものの考え方を身につけ、
問題の解決や探求活動に主体的、創
造的に取り組む態度を育て、自己の
あり方生き方を考えることができるよ
うにすること、にある。

以上の趣旨を踏まえた法教育の可
能性は、以下ようになる。

教科・科目新設を通じての授業開

設

学期の特定時期の一定期間を通じての集中講座の開設

外部講師等を通じての特別授業の実施

テーマ学習の実施

ゼミ形式学習の実施(具体的事例の問題解決学習)など

教科書の中での法教育の扱い

1.教科書での法教育の扱い

現学習指導要領では、以下の大項目があり、中項目・小項目および内容と具体化されている。

「現代の世界と日本」「現代の政治と民主社会」「現代の経済と国民生活」

現政治経済の教科書での法に関する項目は概ね次の点についてである。

「日本国憲法と民主政治」

日本国憲法の基本原理

日本国憲法と平和主義

「基本的人権の保障」

法の下での平等

自由権的基本権

社会権的基本権

参政権と請求権

新しい人権

公共の福祉と国民の義務

「日本の政治機構」

国会のしくみとはたらき

内閣のしくみとはたらき

裁判所のしくみとはたらき

地方自治

「国際政治の課題と日本」

国際政治と国際法

「日本経済の現状と課題」

消費者をめぐる諸問題

「労働問題と福祉の向上」

労働基本権の保障

雇用問題と労働条件

2.教科書上の課題

1)学習指導要領上の枠の制約

教科書執筆・編集上で最も制約となるのが、学習指導要領である。現在政治経済の指導要領には、法に関する内容としては、「現代の政治と民主社会」のなかに「基本的人権と議会制民主主義を尊重し擁護することの意義や民主政治の本質について深く理解させるとともに、政治の在り方について広い視野から考察させる」と記述しており、その中小項目として、「民主政治の基本原則」「日本国憲法と民主政治」「国際政治と日本」がある。そして、各小項目の具体的内容が明示されており、その枠を逸脱することは認められていない。したがって、現学習指導要領上は、教科書を度外視して法律関係を中心としたカリキュラムを編成することには制約がある。

2)執筆・編集上の制約

教科書執筆・編集上の制約としては、まず第1に、紙数上の制約がある。政治経済の場合、2単位科目のため教科書全体の頁数としては資料等もあわせて190頁くらいに抑えられていることである。その項目でもっと必要なことまたはさらに補足したいこと、ならびに関連することを記述したいと考えても、結局割愛せざるをえない状況である。そのようなことから、より深く説明したいことも平板で物足りない説明となってしまう部分が多い。

第2に学習指導要領上、小項目の内容が具体的に明示されているため、それを大幅に逸脱する内容として記述することができない点である。たとえば、小項目「日本国憲法と民主政治」の内容として「日本国憲法の基本的性格、基本的人権の保障及び国会、内閣、裁判所、地方自治などの機構と機能について理解させるととも

に、政党政治と選挙、行政機能の拡大と民主化、世論と政治の課題などについて考察させる」となっている。そうした場合、それぞれの項目を中心に構成し、記述しなければならず、そこにたとえば民法の家族法が人権規定の中に必要かつ重要だからと考え、そこにかなりのページ数を割くとなれば、全体のバランス上も内容上も問題を生じ、教科書検定段階で内容削除または変更等の指示が出る場合が生じうる。

したがって、現状を踏まえると、憲法周辺の法教育を教科書上に実現していくことはなかなか難しい面が存する。そして、いろいろ盛り込もうとすると、知識・用語の羅列の教科書になりかねない。

3)提言

- ・政治経済全体のなかで、必要とすべき内容の精選
- ・補助教材等を利用しての補充
- ・指導要領の規制緩和のなかで、教科書記述内容の弾力化

法教育の実践例

1.授業実践の位置づけ

本実践例は、普通科高校の必修科目として全クラスを対象とした政治経済授業で実施したものである。

ここで取り上げる実践例は、第3学年必修科目としての政治経済の授業のひとつとして行ったいくつかの実践例のうち2例である。現時点で私の行っている法に関する授業実践は、教科書に直接的に関係する分野をできるかぎり具体的事件または判例等を用いて生徒が興味関心を持ち、それを契機に自ら問題解決できる能力を身につけていく教育プログラムとして作成してきている。また、法に関する教育は、選択科目として実施するよりも必修科目として実施し、す

すべての生徒を対象にすることに重きを置き教材研究を行ってきている。それは、当該学年すべてを対象とすることにより、より広範囲に所期の目的を実現することが可能と考えているからである。

2. 司法権の独立教育の実践例(資料掲載は割愛)

古典的な司法権の独立を守った事件としての大津事件を取り上げ、具体的事件を通じて裁判への興味・関心を喚起させ、もって司法権の独立が保障されることの意義を理解させることを主眼とする。

3. 法の下での平等教育の実践例(別掲参照)

憲法教育の場合、往々にして抽象論や憲法条文の羅列になったりするケースが多い。現在の生徒の状況を見つめるに、高度な言葉の意味を理解する能力に欠けてきている面が存する。理論をより具象化し、具体的事件・判例等を通じ身近な問題として扱うことの方が、興味・関心を引き出し、理解度が深まると考えられる。

.....

政治経済展開例「判例にみる人権保障の具体的展開例 平等権」

1 本時の位置

学習指導要領の「政治経済」、「(2)現代の政治と民主社会」のうち、「イ 日本国憲法と民主政治」の項目の「基本的人権の保障」で扱い、配当時間は6時間とし、それぞれの配当は以下のとおりとする。

第1時 自由権(精神的自由):「信教の自由と自衛官合祀」判例を中心として

第2時 自由権(人身の自由):「職務質問に伴う所持品検査」判例を中心として

第3時 自由権(経済的自由):「薬局の適正配置規制」判例を中心として

第4時 平等権:「非嫡出子の相続差別規定」判例(最高裁決定平成7年7月5日)を中心として 本時

第5時 社会権:「朝日訴訟」にみる生存権規定の法的性格を中心として

第6時 新しい人権:「大阪空港公害訴訟」を中心として

2 指導目標

社会生活の中でどのような場合に人権、とりわけ平等権規定に関して問題が表面化するかを考えさせる。

具体的事例の論点について討論させ、憲法の問題意識を養わせる。

憲法上の平等権の意義を理解させるとともに、人権感覚を身につけさせる。

3 教材構成上の視点

生徒の意欲・関心を高め、主体的に取り組める具体的裁判例を教材化する。

生徒が自主的・主体的に学習できるための発問等を通じて、自ら憲法問題を考え、発言できるように工夫をする。

憲法上の人権保障規定が、現実社会にどのように息づいているか理解できるように工夫する。

4 展開例

別表のとおり。

5 指導上の留意点

社会的現象がどうかたちで憲法問題まで高められているかを理解させるよう指導する。

討論を通じて問題点を挙げさせ、憲法上の視点に立って議論できるように指導する。

人権保障規定が、単なる絵に描いた

餅とならないように、できるかぎり具体的事例を通じて平等権の意義が指導できるよう配慮する。

6 評価の観点

具体的事例について、どのように憲法的視点に立って問題を捉えられたか。

問題点について、論拠立てて討論ができたか。

平等権の憲法上の意義が理解できたか。

	指導項目	学習活動	備考
導入5分	・判例から「非嫡出子相続差別」事件を取り上げる	* 非嫡出子の相続差別規定内容を概略図で示し、そこに憲法上どのような問題点があるかを学ぶ	・生徒に発問をし、できるかぎり自由な発想の下で、どのような問題点があるかを各生徒に発言させる
展開40分	・非嫡出子の相続が、なぜ憲法問題となるのか ・法の下での平等の意義の理解	* 憲法上の問題点を考えさせ、整理し、その問題点について検討する * 非嫡出子の相続分と憲法上の関わりについて学ぶ 条文の理解 ・民法第900条4号 * 憲法第14条の法の下での平等の不合理的差別の禁止の意義を学ぶ * 本件事例の論点が、はたして不合理的差別か、合理的差別かを判例・学説をとおして学ぶ	・憲法上の平等原則に気づかせる ・憲法第14条1項の「差別」に当たらないか気づかせる ・嫡出と非嫡出とで相続分を分ける合理性があるかどうかの論点について気づかせる ・その際、差別に当たる、当たらないが、どのような根拠になるかを、それぞれの生徒に主張させるようにする ・意見発表をさせるに際しては、まず一般感情としてはどうか、そしてその後「差別」如何からはどうかの観点から発表させるように留意するとよい ・不合理的差別・合理的差別をそれぞれ具体例をもって説明し、双方の違いを理解できるようにさせる ・最高裁平成7年7月5日決定の合理性ありとする根拠を挙げるとともに、不合理だとする考え方の根拠も挙げ、ものごとの判断を両面から捉えられるようにさせる
まとめ5分	平等権と人権侵害の整理	* 人権侵害の危険性が現実的社会生活の中に存在していることを学ぶ	・現実的問題のなかで、憲法規定と関わり、そこで人権感覚を身につけることの大切さに気づかせる